

川越町地域公共交通 停留所設定基準（案）

1.（仮称）乗り合いバンの停留所

1-1.運行車両

車両：ハイエースコンピューター

台数：2台

1-2.停留所設定の基準

利用者の移動手段を維持するため、現在のふれあいバスの停留所を基本とします。ただし、車両の見直しに伴い、利用者の利便性向上につながる停留所は新設し、利用者の少ない停留所、またはアクセスの悪い停留所等は移設又は廃止とします。また、運行効率を向上させるため、既存の停留所を移設する場合があります。

1-3.運行ルート

乗車時間を短縮し、利用者の利便の向上を図るため、役場庁舎を交通会議結節点として、8の字循環方式で、（北ルート、中ルート、南ルートの3コース）2台の車両で運行します。

1-4.停留所（案）の選定

- ①ふれあいバスの停留所
- ②ふれあいバスの利便性向上のための停留所を新設
- ③利用者の少ない停留所、アクセスの悪い停留所、危険性のある停留所を廃止または移設
- ④運行効率を向上させるために停留所を移設

1-5.停留所の決定までの流れ

- ①停留所（案）の選定
- ②自治会へ報告
- ③鉄道、バス事業者等との協議
- ④道路管理者、警察等の関係機関との協議
- ⑤庁内の最終協議後、川越町地域公共交通会議に報告し、停留所として決定

2. デマンドタクシーの停留所

2-1. 運行車両

車両：タクシー車両（民間タクシー）

台数：1台

2-2. 停留所設定基準

2-2-1. 基本的事項

利用者の安全を最優先とし、かつ、効率的な運行を図るため、狭あい道路（対向車とすれ違えない道路、乗降時に停車できない場所など）、危険性のある場所は停留所として設定できません。また、交通規制のある場所（一方通行、スクールゾーンなど）についても、状況によっては設定できない場合があります。

停留所間の距離は、直線距離でおおむね150mを確保することとします。

2-2-2. 住民の参画

地域公共交通の目的、役割を認識し、身近な交通手段として、利用を促進し、将来にわたり公共交通を維持していくため、地域住民が停留所の選定に参画します。

2-2-3. 町が決定する停留所

乗り合いバンとのデマンドタクシーの接続のため、乗り合いバンの停留所は、デマンドタクシーの停留所とします。

2-2-4. 自治会が決定する停留所

停留所として設定したい場所を住民同士で協議、検討を行います。

また、あらかじめ（町への申請の前までに）停留所を設置する場所の管理者（地権者等）の許可を得てください。

2-2-5. 自治会間の協議

自治会で決定した停留所と他の自治会で決定した停留所とが隣接する場合は、関係自治会で協議し、停留所間の距離の確保に努めてください。

2-2-6. 運行事業者、関係機関等への確認

自治会が策定した停留所（案）について、周辺の道路状況等、停留所の安全性について運行事業者、関係機関等に確認を行います。事業者から危険性が指摘された場合は、当該停留所の移設等を行う場合があります。

2-3.停留所の決定までの流れ

- ①自治会による停留所（案）の選定
- ②自治会と町の協議
- ③鉄道、バス事業者等との協議
- ④道路管理者、警察等の関係機関との協議
- ⑤庁内の最終協議後、川越町地域公共交通会議に報告し、停留所として決定

2-4.停留所の変更等

2-4-1.停留所の追加

停留所を新たに追加する場合は、自治会と町の協議により、追加することとします。

2-4-2.停留所の移設、廃止

利用者が著しく少ない停留所、危険性が指摘された停留所については、自治会と町の協議により、移設、廃止を行う場合があります。

2-4-3.停留所の変更申請と申請時期

停留所の変更は、年1回とします。変更の申請（追加・移設・廃止）については、毎年度の区長要望に合わせて行うこととし、その後、川越町地域公共交通会議で報告し、翌年度から変更することとします。

2-5.停留所の名称等

2-5-1.停留所番号

各停留所に管理番号を付します。

例：○ー△

○…自治会番号、 △…自治会ごとの連番とします。

（自治会番号）

番号	自治会名	番号	自治会名
1	豊田一色	6	当 新 田
2	南 福 崎	7	北 福 崎
3	高 松	8	亀 須
4	天 神	9	亀 崎
5	豊 田	10	上 吉

2-5-2.停留所の名称

各停留所に名称を付します。停留所付近に公共施設等目印がある場合は、その名称とし、それ以外の場合は、小字名など場所がわかる名称とします。

例：川越町役場、南福崎旧郡道交差点、南新田北 など

2-6.関係資料の整備

停留所一覧及び停留所情報を掲載した資料を整備します。

①停留所一覧表

停留所番号	停留所名称	所在地	自治会名	備考
(例)				
1-1	川越町役場	豊田一色 280	豊田一色	
1-2	総合センター	豊田一色 314	豊田一色	

②停留所情報

停留所番号	1-1		
停留所名称	川越町役場		
	位置図	写真	
			

停留所番号	1 - 2
停留所名称	総合センター
位置図	写真
	